

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	令和4年度決算検査報告の概要
著者 / 所属	末永 竹実 / 決算委員会調査室
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	463号
刊行日	2024-2-7
頁	194-208
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20240207.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75020) / 03-5521-7686 (直通))。

令和4年度決算検査報告の概要

末永 竹実

(決算委員会調査室)

《要旨》

令和4年度決算検査報告は、5年11月20日に4年度決算と共に国会に提出された。5年5月8日から新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類に移行されたことなどを背景に、2年連続で実地検査の実施率は上昇した。また、4年度決算検査報告における掲記件数は344件、指摘金額の総額は580億2,214万円であり、掲記件数については、コロナ禍以前の平成30年度決算検査報告を上回った。

こうした状況の中、4年度決算検査報告では、前年度に引き続き新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する指摘が多く、28件の指摘事項が掲記されている。指摘の具体的内容としては例年同様に、国からの周知が徹底されておらず、補助金が交付される地方公共団体等において交付対象等の理解が不十分であったことに起因し、交付金が過大に交付されるなどの事態が散見された。

国会においては、今般の検査報告を積極的に活用するとともに、会計検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促すことが望まれる。

1. はじめに

検査報告は、憲法第90条及び会計検査院法第29条に基づき、会計検査院（以下「検査院」という。）が1年間にわたって実施した会計検査の成果を明らかにした報告書であり、国会で決算審査を行う際の重要な資料となるほか、財政当局などの業務執行にも活用されている。令和4年度決算検査報告（以下「4年度検査報告」という。）は、5年11月7日に検査院から内閣に送付され、第212回国会（臨時会）中の同月20日に令和4年度決算と共に内閣から国会に提出された。

本稿では、4年度検査報告の全体像について概観した上で、掲記された個別の検査結果の概要を紹介することとしたい。

2. 4年度検査報告について

(1) 構成

検査報告には、国の収入支出の決算の確認、決算金額と日本銀行が取り扱った国庫金の計算書の金額との不適合の有無、法令・予算に違反し又は不当と認めた事項の有無、会計検査院法第34条又は第36条の規定により意見を表示し又は処置を要求した事項及びその結果など8項目を掲記することが義務付けられている（会計検査院法第29条）。また、検査院が必要と認めた事項についても掲記できることになっている（同法施行規則第15条）。このように、検査報告の内容は広範多岐にわたるが、検査院による検査結果が記述されているのは、主として図表1に示した七つの事項である。これらの掲記事項のうち、「不当事項」、「意見表示・処置要求事項¹」、「処置済事項」、「特記事項」は、通常「指摘事項」と呼ばれ、不適切又は不合理な事態の態様に関する記述がなされている。

4年度検査報告について見ると、第1章では検査の概要、第2章では国の決算の確認、第3章では指摘事項に係る省庁別・団体別の検査結果、第4章では随時報告²、検査要請³事項の報告、特定検査状況⁴等、第5章では会計事務職員に対する検定、第6章では国の歳入歳出決算その他検査対象の概要がそれぞれ記述されている。

図表1 検査報告における主な掲記事項の区分

区 分		事 項 内 容
指 摘 事 項	不 当 事 項	法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項
	意 見 表 示 ・ 処 置 要 求 事 項	会計検査院法第34条又は第36条の規定により、検査院が関係大臣等に対して意見を表示し又は処置を要求した事項
	処 置 済 事 項	検査院の指摘に対し、指摘された当局が改善の処置を講じた事項
	特 記 事 項	特に検査報告に掲記して問題を提起することが必要であると認めた事項
随 時 報 告		会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に報告した事項
検 査 要 請 事 項 の 報 告		国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果
特 定 検 査 状 況		検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況

(出所) 検査院資料を基に作成

¹ 意見表示・処置要求事項は、会計検査院法第34条又は第36条に基づくものであり、第34条に基づくものは会計経理に関し法令に違反し又は不当であると認める事項がある場合に行われ、第36条に基づくものは法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合に行われる。

² 随時報告は、平成17年の会計検査院法改正により創設された制度で、検査院が意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項に関し、各年度の検査報告の作成を待たず、随時、その検査結果の報告を国会及び内閣に対して行うものである。検査院は、随時報告の概要を検査報告に掲記している。

³ 検査要請は、平成9年の国会法及び会計検査院法改正により創設された制度で、国会が検査院に対し、特定の事項について検査し報告するよう求めるものである。検査院は、国会から検査要請があった事項について、検査結果がまとまり次第報告することとなっている。また、検査院は、その概要を検査報告に掲記している。

⁴ 特定検査状況は、国民の関心が極めて高いテーマや検査上重要なテーマについて、不適切な事態として指摘をするに至らない場合であっても、検査院がどのような検査をしたかを明らかにするものであり、検査院の問題意識が示され、国会審議における重要な材料となり得る。

(2) 検査方針

検査院は、毎年10月から翌年9月までの1年間を「検査年次」としており、会計検査業務の基本的な統制を図るため、検査年次ごとに「会計検査の基本方針」を定めている。4年度検査報告には、令和4年9月6日に策定された「令和5年次会計検査の基本方針」（検査実施期間：4年10月～5年9月）に基づき実施した検査結果が掲載されている。同方針では、重点的な検査を行う施策分野として、社会保障、教育及び科学技術、公共事業、防衛、農林水産業、環境及びエネルギー、経済協力、中小企業、デジタルの9項目を挙げているほか、新型コロナウイルス感染症対策に関する各種の施策については、医療提供体制の確保、雇用・事業・生活に関する支援等のために多額の国費が投入されていることなどを踏まえて、各事業等の進捗状況等に応じて適時適切に検査を行うなどとしている。

(3) 検査対象

検査対象には、検査の実施が法律上義務付けられた「必要的検査対象」（会計検査院法第22条）と、検査院が必要と認める場合又は内閣の請求がある場合に検査が可能な「選択的検査対象」（同法第23条第1項）がある。令和5年次会計検査における必要的検査対象は、国会、裁判所、会計検査院、内閣、内閣府ほか11省等の会計や、国が資本金の2分の1以上を出資している政府関係機関、事業団、独立行政法人等208法人及び日本放送協会の会計である。選択的検査対象とされたのは、国が補助金等の財政援助を与えた5,422団体等（都道府県、市区町村、農業協同組合等）の会計、国が資本金の一部を出資している9法人（中部国際空港(株)⁵等）の会計、国が出資した法人が更に出資している15法人（北海道旅客鉄道(株)等）の会計、国が借入金の元金又は利子の支払を保証している3法人の会計、国等と104法人等との契約に関する会計である。

(4) 検査方法

検査対象機関に対しては、「在庁検査」又は「実地検査」が行われる。

在庁検査は、①検査院の定める規則により検査対象機関から提出された会計経理の実績を示した計算書やその証拠書類等⁶についてその内容を確認する方法、②検査対象機関からその事務、事業等の実施状況等に関する資料やデータ等の提出を求めてその内容を確認したり情報通信システムを活用して関係者から説明を聴取したりする方法等により、在庁して常時行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関に検査院職員を派遣して、実地において、帳簿や事務・事業の実態調査や、関係者からの説明聴取を行うなどする検査であり、直近5か年次の実地検査の実施状況は図表2のとおりである。令和5年次の実施率は、4年次に引き続き新型コロナウイルス感染症対策に配慮して実施していることなどもあり、コロナ禍前の水準

⁵ 本稿では、法人格については次の略称を用いている。国立研究開発法人→(国研)、独立行政法人→(独)、株式会社→(株)、一般社団法人→(一社)

⁶ 検査院は、令和4年度分の計算書約12万5,000冊を受領するとともに、それらの証拠書類等として、紙媒体約3,070万枚を受領したほか、電子情報処理組織の使用又は電磁的記録媒体により受領している。

までは至らないものの、回復傾向にある。

図表2 直近5か年次の実地検査の実施率⁷

年次	平成31(令和元)年次 (30年度検査報告)			令和2年次 (元年度検査報告)			令和3年次 (2年度検査報告)			令和4年次 (3年度検査報告)			令和5年次 (4年度検査報告)		
	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率	対象 箇所数	検査実施 箇所数	実施率
本省、本社、主要な 地方出先機関等	4,466	1,865	41.7%	4,461	1,088	24.3%	4,468	828	18.5%	4,476	1,604	35.8%	4,556	1,717	37.6%
その他の 地方出先機関等	6,631	1,100	16.5%	6,624	638	9.6%	6,635	313	4.7%	6,663	685	10.2%	6,568	751	11.4%
郵便局、駅等	20,408	77	0.3%	20,422	24	0.1%	20,409	17	0.0%	20,393	44	0.2%	20,346	41	0.2%
計	31,505	3,042	9.6%	31,507	1,750	5.5%	31,512	1,158	3.6%	31,532	2,333	7.3%	31,470	2,509	7.9%

(注) 国が補助金その他の財政援助を与えた団体等についても、それぞれ平成31(令和元)年次5,596団体等、2年次3,435団体等、3年次1,969団体等、4年次3,944団体等、5年次4,358団体等へ実地検査を実施している。

(出所) 各年度の検査報告を基に作成

3. 検査結果の概要

(1) 掲記された事項等の概要

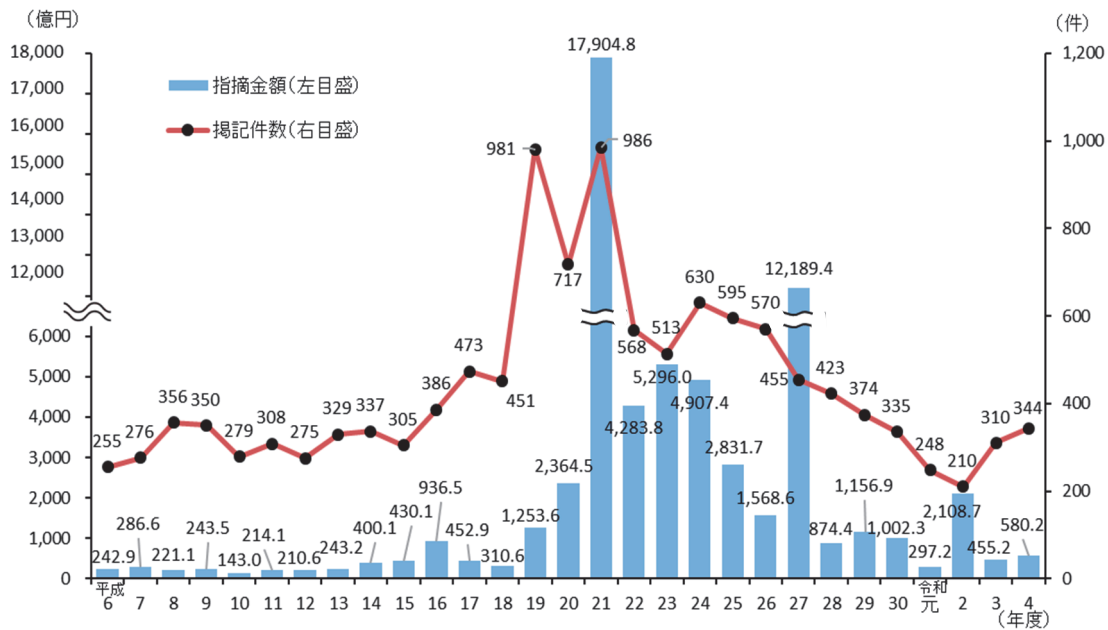
4年度検査報告に掲記された事項等の総件数は344件、指摘金額⁸の総額は580億2,214万円であり、掲記件数は前年度から34件増加した。案件別の指摘金額では、農林水産省の「水田活用の直接支払交付金事業の実施について」の134億5,200万円が最大であり、指摘金額全体の23.1%を占めている。掲記件数では、厚生労働省の154件が最も多く、中でも「生活扶助費等負担金等が過大に交付されていたもの」が49件(前年度46件)を占めている。

平成6年度決算検査報告以降の掲記件数及び指摘金額の推移は図表3のとおりであり、掲記件数は21年度をピークとして減少傾向にあったが、令和3年度からは一転して増加傾向にある。また、指摘金額に大幅な増減が見られるのは、資金、基金等のストックに関する指摘における金額の多寡が要因になっていると考えられる。例えば、平成21年度決算検査報告に掲記された国土交通省に対する「(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金」(1兆2,000億円)の指摘や、平成27年度決算検査報告に掲記された金融庁に対する「預金保険機構の金融機能早期健全化勘定における利益剰余金」(1兆964億円)の指摘は、いずれも1兆円を超えており、両年度の検査報告における指摘金額の押し上げ要因となっている。

⁷ 本稿では、数値については、原則として単位未満を切り捨てて表示する。そのため、各欄の数字を合計しても合計欄の数字とは一致しない場合がある。ただし、本文後掲の「4. 主な個別の掲記事項」における数値については、その単位未満の処理を4年度検査報告の記載に準ずることとする。

⁸ 「指摘金額」とは、租税等の徴収不足額や補助金等の過大交付額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等を指す。一方、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項に関して、事態の原因や性格等からして指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものを「背景金額」と呼び、指摘金額と区別している。

図表3 掲記件数及び指摘金額の推移（平成6年度決算検査報告以降）



(出所) 各年度の検査報告を基に作成

(2) 事項等別の概要

掲記された事項等を区分別に見ると、不当事項等の「指摘事項」が333件、「随時報告」が3件、「検査要請事項の報告」が4件、「特定検査状況」が4件、それぞれ掲記されており、これらの件数の過去10年間の推移を示したのが図表4である。「不当事項」は前年度から20件増加して285件（指摘事項の85.5%）と2年連続の増加となった。また、「意見表示・処置要求事項」は、平成26年度に前年度から半減した後は減少傾向にあったが、令和2年度からは増加傾向に転じ、4年度は前年度から1件増加して20件となった。検査院が随時国会及び内閣に報告する「随時報告」は3年度まで6年連続減少していたが、4年度は一転して増加し3件⁹となった。国会からの求めに応じて検査する「検査要請事項の報告」については、前年度から3件増加して4件¹⁰となった。「特定検査状況」については、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する事項2件を含む4件であった。

⁹ 「新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について」（令和5年1月13日報告）、「東日本大震災からの復興等に関する事業の実施状況等について」（5年2月3日報告）、「新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種事業の実施状況等について」（5年3月29日報告）

¹⁰ 「東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について」（令和4年12月21日報告。なお、本件は平成30年10月4日、令和元年12月4日に続き3回目の報告である。）、「放射性物質汚染対処特措法3事業等の入札、落札、契約金額等の状況に関する会計検査の結果について」（5年2月3日報告）、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策に関する会計検査の結果について」（5年5月17日報告）、「予備費の使用等の状況に関する会計検査の結果について」（5年9月15日報告）。

図表4 事項等別件数推移（過去10年間）

（単位：件）

掲記区分		年度									
		平成 25	26	27	28	29	30	令和 元	2	3	4
指摘 事項	不当事項	402	450	345	333	292	254	205	157	265	285
	意見表示・処置要求事項	100	49	43	28	28	27	14	15	19	20
	処置済事項	76	57	49	47	39	44	22	20	22	28
	特記事項	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
随時報告		8	6	10	9	7	4	3	2	1	3
検査要請事項の報告		1	2	2	2	3	2	2	5	1	4
特定検査状況		9	6	6	3	5	4	2	11	2	4
計		595	570	455	423	374	335	248	210	310	344

（注）「随時報告」は、他の事項としても掲記され件数が重複しているものがあるため、各事項等の合計件数と計欄の件数は一致しない場合がある。

（出所）各年度の検査報告を基に作成

（3）省庁等別の概要

指摘事項を省庁等別に見ると、件数では、厚生労働省が最も多く全体の半数弱を占めている。また、指摘金額では、農林水産省が197億円と最も多く、次いで総務省が150億円であり、この2省で指摘金額全体の6割近くを占めている（図表5参照）。省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額の詳細は、図表6のとおりである。

図表5 4年度検査報告において指摘事項件数及び指摘金額が多かった省庁等

省庁又は団体名	指摘事項件数	省庁又は団体名	指摘金額
厚生労働省	154件	農林水産省	197億円
国土交通省	39件	総務省	150億円
文部科学省	26件	厚生労働省	60億円
総務省	23件	経済産業省	35億円
農林水産省	23件	国土交通省	34億円

（出所）4年度検査報告を基に作成

図表6 4年度検査報告における省庁等別の指摘事項件数及び指摘金額

(単位: 件、万円)

事項 省庁又は団体名	不当事項		意見表示・処置要求事項			処置済事項		計				
			会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係							
内閣府(内閣府本府)	12	5,932			2	※8,236		14	14,168			
総務省	20	29,849			2	1,464,776	1	13,410	23	1,508,035		
外務省	1	1,302			1	1,863	1	908	3	4,073		
財務省	1	24,086					2	57,531	3	81,617		
文部科学省	24	17,459		1	25,869		1	164,058	26	207,386		
厚生労働省	146	379,856	2	17,902	1	9,811	2	177,230	3	22,095		
農林水産省	18	22,703					3	1,357,559	2	589,936		
経済産業省	5	3,481					1	353,493	6	356,974		
国土交通省	33	145,757				1	-	5	198,731	39	344,488	
環境省	11	13,453							11	13,453		
防衛省	2	4,174	1	13,507				3	60,006	6	77,687	
沖縄振興開発金融公庫					1	19,319				1	19,319	
日本私立学校振興・共済事業団	3	892								3	892	
東日本高速道路(株)							1	-	1	2,650	2	2,650
中日本高速道路(株)							1	-	1	2,340	2	2,340
西日本高速道路(株)							1	-	1	6,120	2	6,120
本州四国連絡高速道路(株)						1	-			1	-	
日本年金機構	1	5,700						2	92,791	3	98,491	
(独)大学入試センター								1	7,005	1	7,005	
(独)海技教育機構	1	6,598								1	6,598	
(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	418								1	418	
(独)情報処理推進機構	1	4,290								1	4,290	
(独)中小企業基盤整備機構								2	149,546	2	149,546	
国立大学法人旭川医科大学	1	27,703								1	27,703	
国立大学法人大阪大学	1	280,185								1	280,185	
国立大学法人山口大学	1	499								1	499	
阪神高速道路(株)	1	1,999								1	1,999	
日本郵便(株)								1	9,995	1	9,995	
日本下水道事業団	1	530								1	530	
合計	285	976,375	3	31,409	3	54,999	14	3,009,664	28	1,730,615	333	5,802,214

- (注) 1. 背景金額については掲載せず、指摘金額が背景金額のみの場合は「-」とした。
 2. 内閣府(内閣府本府)のうち1件及び総務省のうち1件は、内閣府(内閣府本府)及び総務省の両方に係る指摘であり、金額は総務省のみに計上し、内閣府(内閣府本府)には※印を付した。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。
 3. 文部科学省のうち1件及び国立大学法人山口大学の1件は、文部科学省及び国立大学法人山口大学の両方に係る指摘であり、金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。
 4. 厚生労働省については、不当事項及び意見表示・処置要求事項の両方に掲記しているものがあり、その金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を合計しても計欄の金額とは一致しない。

(出所) 4年度検査報告を基に作成

4. 主な個別の掲記事項

4年度検査報告では、令和5年次会計検査の基本方針において重点が置かれた施策分野に加え、国民の関心の高い事項として、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの、自然災害の頻発等により関心が一層高まっている国民生活の安全性の確保に関するもの、予算・経理の適正な執行に関するものなどが掲記されている。

ここでは、4年度検査報告に掲記された事項の中から、主なものを紹介する。

(1) 新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関するもの

事例1：新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）の過大交付等

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等について、地域の実情に応じ柔軟かつ機動的に実施できるよう、都道府県に対して新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）を交付している。検査院が検査したところ、コロナ患者等の入院に係る医療機関への移送に要した費用など交付の対象とならない経費を含めていたり、同じ種類の整備対象設備を複数購入した場合の算定方法を誤り、設備1台当たりの補助上限額を超えて交付額が算定されたりするなどしていたため、7事業の29件について交付金が過大に交付されるなどの事態が明らかとなった（過大交付額5億3,907万円が不当）。

事例2：次世代シーケンサー（検査機器）の不十分な使用状況

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）で実施する事業において、新型コロナウイルス感染症の検査体制を整備することを目的として次世代シーケンサー等の整備費を都道府県に補助している。次世代シーケンサーはウイルスの全ゲノム解析を実施し、変異株の発生動向の監視等に使用される検査機器で、都道府県等の地方衛生研究所や民間検査機関に整備されている。令和2年度及び3年度に18道府県が整備した次世代シーケンサー63台を検査院が検査したところ、8道府県が20民間検査機関に整備した21台（交付金相当額5億8,653万円）は、道府県等から依頼を受けて迅速かつ確実に行政検査を実施するために必要な検討が行われておらず、道府県等が行う検査の体制強化という事業目的に沿って使用されたことが一度もない事態が明らかとなった。

事例3：コロナ交付金で購入した物品の使用状況及び保守費用等の算定が不適切

地方公共団体は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、物品配布等事業（マスク等の物品を購入して住民に配布する事業等）や、端末購入等事業（小中学校等においてパソコン等の購入や借入れを行う事業）を実施している。令和2年度及び3年度に20府県及び505市町村が実施した物品配布等事業1,594事業、20府県及び595市町村が実施した端末購入等事業2,075事業を検査院が検査したところ、①物品配布等事業55事業において、購入数量の半分以上が4年度末時点で一度も使用されていない事態（未使用物品90品目の購入に係る交付金相当額4億8,465万円）、②端末購入等事

業812事業において、事業実施期間を超える期間の保守費用等は交付対象経費には含まれないのに、その取扱いが制度要綱等で明示されていないなどのため、交付対象経費に含めている事態（超過期間に係る交付金相当額107億3,308万円）が明らかとなった。

事例4：予備費の使用等の状況（検査要請）

令和2年度コロナ関係予備費（一般会計予備費を含む）のうち3年度に繰り越した経費及び3年度コロナ対策予備費の執行状況等について検査院が検査したところ、①予算科目では予備費使用相当額（予備費使用額を財源とする予算に相当する額）の執行状況を区別できなかったが、事業単位では各府省等が実務上の取扱いとして作成している管理簿等により、予備費使用相当額の執行状況を区別できたこと、②予備費使用相当額を他の事業へ流用又は目内融通している事業や予備費使用事項1事項に係る全額を翌年度に繰り越している事業があったこと、③予備費使用事項1事項に係る全額が繰り越されていた2府省の4事業において、予備費使用決定日（3年3月23日）から年度末までの日数を超える期間等を用いて予備費使用要求額を積算していたことなどが明らかとなった。

事例5：所得税の確定申告における持続化給付金の収入計上に係る不十分な確認状況（特定検査状況）

令和2年度に中小企業庁が支給した持続化給付金（収入が前年同月比50%以上減少した事業者に支給。上限は個人事業者100万円、法人200万円）の支出実績は、424万件、5兆5,417億円に上る。2年12月末までに給付金を受給した個人事業者263万人から無作為抽出した1万1,000人を対象に、所得税の確定申告における収入計上の状況等について検査院が検査したところ、同年分の申告データが確認できた8,903人のうち、給付金が収入計上されていないと想定される者が4.8%に当たる428人（受給額3億8,418万円）おり、上記263万人についても同様の傾向にあると推定される一方で、中小企業庁への給付実績の照会は国税局ごとに区々となっていたほか、8年度から運用予定の国税庁の次世代システムでは、受給者数が膨大な給付金等の給付実績と申告内容をシステム上でマッチングするための具体的な体制整備に係る検討は行われていないことなどが明らかとなった。

事例6：新型コロナウイルス感染症特別貸付等に係る回収状況等（特定検査状況）

(株)日本政策金融公庫（日本公庫）及び(株)商工組合中央金庫（商工中金）が中小企業者に対し実施している新型コロナウイルス感染症特別貸付等について、令和4年度末までの貸付実績118万7,201件、19兆4,365億円を対象に検査院が検査したところ、①完済された19万643件、3兆3,305億円の中には他の貸付けへの借換えによるものが相当数含まれていると想定されるが、データの制約によりその件数等を正確に把握できないこと、②回収見込みがなく全額償却した債権が7,291件、697億円、回収不能の危険性があるリスク管理債権の額が8,785億円、債権の一部につき回収見込みがなく部分直接償却を实

施した額が1,246億円となっていたこと、③日本公庫の国民生活事業において、貸付申込先の資金繰り状況等の把握を十分行っていない事態が59件（貸付金額5億8,966万円）及び外部委託した調査で債務者が生活困窮にあるという事実を十分に把握しないまま償却を決定していた事態が30件（償却金額3億3,504万円）あったことなどが明らかとなった。

（２）国民生活の安全性の確保に関するもの

事例７：高速道路における橋脚補強の整備手法が非効率的

東日本高速道路(株)等高速道路４社は、高速道路の橋りょうに耐震補強工事を実施し、地震時に速やかに機能回復を図り、緊急輸送道路として機能させるための性能（機能回復性能）を確保するとしている。平成28年熊本地震発生時点で機能回復性能が確保されていない橋りょう4,454橋を検査院が検査したところ、令和４年度末時点で橋脚補強の工事契約締結に至らない橋りょうが3,059橋と多く見受けられ、高速道路本線67路線381区間に地震時のミッシングリンク（上下線共に通行不能）が生ずるおそれがあった。その一方で、分離橋りょうについて、上下線いずれかの橋脚補強を実施すれば地震時のミッシングリンクは解消されるのに上下線同時に実施していたなど、非効率的な整備を行っていた事態（地震時のミッシングリンクが生ずるおそれがない区間の橋脚補強等に係る契約金額計4,129億9,133万円）が明らかとなった。

（３）予算の適正な執行、会計経理の適正な処理等に関するもの

事例８：公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業における補助金の過大交付

文部科学省は、令和元～３年度まで、都道府県等（事業主体）が実施する公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業に補助金を交付している。補助対象経費は校内LANの新設等に必要な経費等とされている。２年度及び３年度に22府県の173事業主体に交付された271億4,140万円について検査院が検査したところ、①補助対象外である事業実施年度の翌年度以降の期間分のライセンス費用や、ネットワーク機器の保守に係る費用等を含めていたことにより、2億5,869万円が過大交付されていた事態、②同省が作成した説明資料において、補助対象外経費の記載が各所に散在し見落としやすい状況となるなど、補助対象外経費について十分な理解を得られていない事態が明らかとなった。

事例９：東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達等に係る会計法令違反

農林水産省は、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の選手村における国産豚肉の提供に当たり、調達、加工した国産豚肉を令和３年３月31日まで保管する請負契約を３年２月にスターゼン(株)と締結した。検査院が検査したところ、①大会が終了する３年９月までの国産豚肉の逐次納入や、同契約締結前の別契約により納入予定の外国産豚肉から切り替えることに伴い生ずる調達、加工、保管等に要する費用の増加額を支払うことについて、２年11月頃に同社と口頭で合意していたにもかかわらず、請負契約の内容が簡潔になるよう、国産豚肉の数量に架空のものを記載し、履行期限を年度末に装うなどして口頭での合意内容と異なる内容の請負契約書を作成したり、②この事実を認

識していた同省の検査職員が、契約書に記載した業務の履行が完了していないにもかかわらず、完了したことにして事実と異なる検査調書を作成したりしており、会計法令に違反していた事態が明らかとなった（契約金額1,914万円が不当）。

（４）資産、基金等のストックに関するもの

事例10：国立大学法人における家計急変に係る運営費交付金の積立金の規模が不適切

文部科学省は、コロナ禍の影響により家計が急変した世帯の学生等に独自の基準で授業料等減免を実施している国立大学法人に対し、令和2年度に家計急変に係る運営費交付金を交付している。85法人に交付された48億189万円について検査院が検査したところ、①想定より多くの学生が国による修学支援新制度で対応できたことなどを理由に、3年度末における交付金の残額は85法人で36億9,736万円（未執行率77%）、うち8法人で全額未執行であった事態、②交付金の残額として整理した積立金について、85法人で大臣の承認を受けて授業料等減免の所要見込額を算定することなく全額を次の中期目標期間（4～9年度）に繰り越していたため、検査院の試算で69法人において、繰り越された積立金が所要見込額より16億4,058万円多額となっていた事態が明らかとなった。同省は、各法人に対し、特定の支出等のために交付された運営費交付金に係る積立金の処分の承認申請の際は、次の中期目標期間の所要見込額を適切に算定しなければならないことを周知徹底した。

（５）行政経費の効率化、事業の有効性等に関するもの

事例11：整備した伝送用専用線設備に係る事後評価の方法が不適切

総務省は、無線通信の利用が困難な地域において家庭内Wi-Fi等の無線局の開設に必要な伝送用専用線設備（伝送設備）の整備のため、高度無線環境整備推進事業に補助金を交付しており、補助事業者は、事業終了後、自ら設定した評価指標により目標達成状況の事後評価を行うこととなっている。令和元～3年度に実施された31補助事業者の63事業を検査院が検査したところ、いずれも評価指標を「伝送設備に接続する無線局の数」として、「伝送設備そのものの利用状況」を評価するものとなっていなかった。そこで、検査院において利用状況の評価を行ったところ、31事業（補助金交付額34億3,066万円）で利用率が50%未満となっており、15事業では「伝送設備に接続する無線局の数」で目標達成をしている状況となっていたことから、「伝送設備そのものの利用状況」の評価を行うことも必要であることが明らかとなった。

事例12：効果が十分発現していない政府開発援助（ODA）

外務省及び(独)国際協力機構（JICA）が実施する政府開発援助（ODA）について検査院が検査したところ、対フィジー共和国草の根・人間の安全保障無償資金協力のうち、①「ナヴァケゼ・ディストリクト小学校整備計画」（贈与額920万円）で、現地大使館が資金の使途の事前確認や事業の進捗状況の確認等を十分に行っておらず、スクールマネージャーに資金を流用されるなどして工事が完了していない事態、②「カランブ

小学校整備計画」(同942万円)で、現地大使館が事業の進捗状況の確認や事業継続のための措置等を十分に行っておらず、施工業者と連絡が取れなくなるなどして工事が完了していない事態、③「バウ・ディストリクト小学校整備計画」(同1,635万円)で、現地大使館が事業の進捗状況の確認や事業継続のための措置等を十分に行っておらず、施工業者(②と同一業者)と連絡が取れなくなるなどして工事の一部が完了していない事態が明らかとなった。

事例13：高齢者保健事業に係る補助金等の効果及び診療情報の活用が不十分

厚生労働省は、後期高齢者医療広域連合が実施する健康診査等の高齢者保健事業に要する経費の一部を負担するために補助金等を交付しており、健康診査は疾病予防等を目的として受診勧奨や保健指導の対象者を的確に抽出するために行っている。同事業では医療機関で診療の一環として受けた血液検査等のデータ(診療情報)を健康診査の結果として活用する取扱いとはなっていない。検査院が検査したところ、①令和2年度に22広域連合に交付された補助金等のうち、15広域連合に加入する407市町村において、健康診査の結果による対象者の抽出が行われておらず、補助金等11億8,577万円の効果が十分に発現していない事態、②2年度に47広域連合に交付された補助金等(76億444万円)の対象受診者419万5,246人のうち79万1,516人(18.9%)は、元年度中に医療機関で診療の一環として健康診査と同様の検査を受け、さらに、このうち47万2,548人(全体の11.3%)は2年度中も同様の検査を受けており、診療情報の提供への協力依頼を行っていれば、補助金等の交付額を一定額節減することが可能であった事態が明らかとなった。

事例14：水田活用の直接支払交付金事業における対象作物の収量の確認等が不適切

農林水産省は、主食用米を作付けしない水田において、麦や大豆等の戦略作物等(対象作物)を生産する農業者に対して水田活用の直接支払交付金を交付している。令和2年度及び3年度に8農政局等管内における延べ20万7,925農業者に交付された2,393億9,683万円について検査院が検査したところ、①水稻の作付けが困難な農地は交付対象から除くこととされているにもかかわらず、ビニールハウス等の園芸施設が設置されていて実質的に水稻の作付けが困難な農地に対して交付金が交付されている事態(延べ1,547農業者、7,035万円)、②実績報告書の確認が適切に行われておらず、水田における対象作物の生産実績や収量を把握しないまま交付金が交付されていた事態(延べ1万747農業者、100億9,743万円)、③定量的な方法による収量確認が行われておらず、対象作物の収量が相当程度低くなっていたのに適切な生産が行われているとして交付金が交付されていた事態(延べ3,177農業者、40億504万円)等が明らかとなった。

事例15：食料の安定供給に向けた取組状況(特定検査状況)

農林水産省は、食料の安定供給について、生産の増大、輸入及び備蓄を適切に組み合わせることで確保されるよう、食料・農業・農村基本法等に基づき各種施策を実施している。同省が平成29～令和4年度に実施した食料の安定供給に向けた取組に係る554事

業について検査院が検査したところ、①執行額は計16兆4,654億円となっており、その大部分が生産の増大に係る取組の執行額（12兆8,609億円、全体の78.1%）であったこと、②輸入に係る取組のうち、海外依存度の高い小麦の輸入について、ウクライナ情勢による買付価格の急騰の影響を緩和するための緊急措置による減収額を試算すると309億6,215万円であったこと、③総合食料自給率の目標の前提として食料・農業・農村基本計画等に示された指標について、同省は、進捗状況は検証していたものの、目標年度における達成状況を確認し、未達成の場合の要因分析をするなどの検証は行っていなかったことなどが明らかとなった。

（6）その他の事例

事例16：燃料油価格激変緩和対策事業の実施状況（特定検査状況）

燃料油価格激変緩和対策事業は、ガソリン等の燃料油の卸売価格の抑制のための手当てを行うことで、小売価格の急騰を抑えることにより、消費者の負担を低減することを目的としており、資源エネルギー庁は、基金設置法人（（一社）全国石油協会）に補助金を交付して基金を造成し、協会は燃料油の卸売事業者の販売量に応じて補助金（基金補助金）を交付している。数次にわたり基金補助金の交付対象期間の延長や支給単価の上限変更が行われており、令和3年度及び4年度の予算額は計6兆2,133億円となっている。検査院が検査したところ、①他の卸売事業者から国内調達した燃料油には、既に基金補助金分が織り込まれているため補助対象数量から控除する必要があるのに、同庁の指示が適切でなかったことなどから卸売事業者2者において同一の燃料油に対して二重に基金補助金（3億6,611万円）が交付されていたこと、②協会から審査業務等を委託された事務局（（株）博報堂）が再委託により62億円で実施していた価格モニタリング業務の調査結果について、同庁は、小売価格抑制の効果分析に用いておらず、さらに、基金補助金の支給単価の決定の際には、同庁が従前より行っている本庁調査の結果を使用していることなどが明らかとなった。

5. 不当事項に係る是正措置の検査の結果

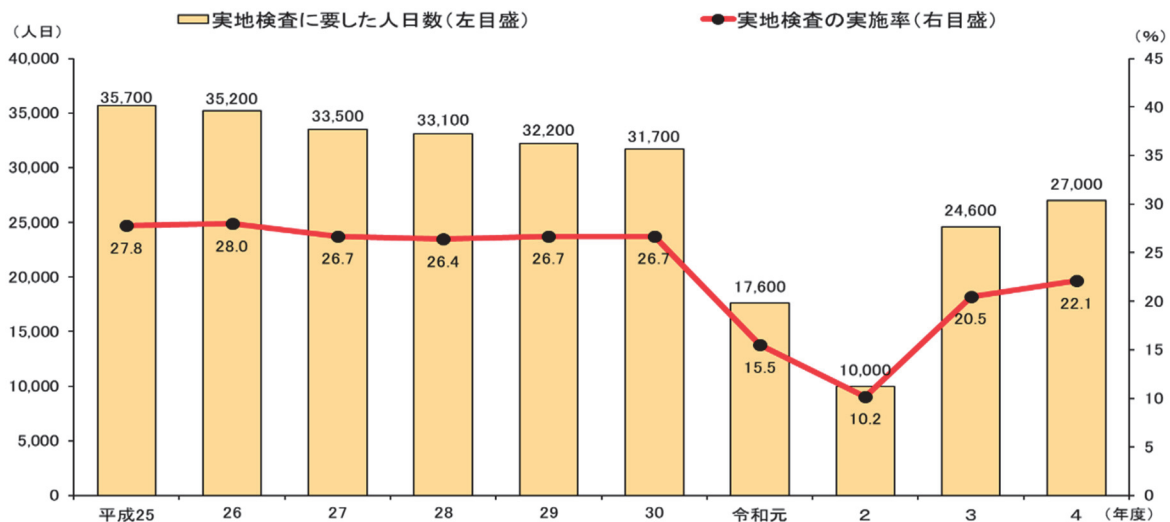
検査結果の実効性を高めるべく、前年度までに行った不当事項について、その後の会計検査でフォローアップが行われており、その是正状況が掲記されている。昭和21～令和3年度の検査報告に掲記された不当事項について、是正措置が未済のものが346件、153億1,996万円（前年度330件、106億2,157万円）あり、このうち、金銭返還を要するものが343件、151億5,937万円（同325件、99億982万円）、手直し工事等を要するものが3件1億6,058万円（同5件、7億1,174万円）あった。

6. おわりに

令和5年次会計検査期間中の5年5月に、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが5類感染症へと移行するなど、いわゆるアフターコロナの局面に入ったこともあり、実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率は昨年を引き続きいずれも増加してい

る（図表7参照）が、コロナ禍においてデジタル技術を活用した検査も増えており、次年次以降にコロナ禍前の水準にまで回復するのかは定かでない。例えば「4. 主な個別の掲記事項」で紹介した事例12においては、指摘対象となったフィジー共和国を含む2か国に係る検査が情報通信システムの活用等により行われている¹¹。原田会計検査院事務総長（当時。現在は検査官。）も検査官候補者としての所信表明に対する質疑において「デジタル技術の活用等による検査業務等の処理の迅速化と効率化は、大きなメリットであると考えている」旨答弁している¹²。一方で、同氏はデジタル化のリスクについても言及しており、「デジタル技術により効率化された業務処理に検査の第一線に立つ調査官が頼り切ってしまう、自らの頭で考え、重要な発想や着眼により新たなタイプの問題を発見する能力を向上させる機会が少なくなることを危惧している。デジタル化のメリットを十分に活用しながら、調査官の検査能力の維持向上を図っていくことが重要な課題である」旨答弁している¹³。今後の検査報告において、事例12のようにデジタル技術の活用が指摘に結びつくような事例が増加するの否か注視したい。

図表7 実地検査に要した人日数及び実地検査の実施率の推移（過去10年間）



(注) 1. 人日数は、百人日未満切捨て。
 2. 実施率は、検査院が区分した「①本省、本社、主要な地方出先機関等の検査上重要な箇所」及び「②その他の地方出先機関等であって検査上の重要性が①に準ずる箇所」の合計における実施率である。
 (出所) 各年度の検査報告を基に作成

4年度検査報告においても3年度検査報告に引き続き、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する指摘が多いのが特徴である。「国民の関心の高い事項等に関する検査状況」に掲載されている「新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する検査報告掲記事項の一覧」によると、計34件が掲記されており、そのうち指摘事項は28件である¹⁴。3年度検査報告においては、「新型コロナウイルス感染症対策に関連する各種施策に係る予

¹¹ 4年度検査報告80頁

¹² 第212回国会参議院議院運営委員会会議録第5号3頁（令5.10.27）

¹³ 第212回国会参議院議院運営委員会会議録第5号3～4頁（令5.10.27）

¹⁴ 前掲注11 698～706頁。なお検査院は1～34までの「番号」としているが、今回は便宜上「件」と表記した。

算の執行状況等について」として2年度検査報告に引き続き特定検査状況に掲記されており、指摘事項は18件であった¹⁵。アフターコロナの局面に入ったこともあり、新型コロナウイルス感染症対策関係経費等に関する指摘は来年度以降徐々に減少していくことが想定される。一方で、新型コロナウイルス感染症対策については多額の予算が執行されていることから、検査報告において指摘された問題点を国会で継続的に審議し改善を促していく必要がある。

指摘の具体的内容としては例年同様に、国からの周知が徹底されておらず、補助金が交付される地方公共団体等において交付対象等の理解が不十分であったことに起因し、交付金が過大に交付されるなどの事態が散見された。例えば、「事例8：公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業における補助金の過大交付」は、文部科学省が事業主体である都道府県等に対して提示した説明資料に当該事業における補助対象外経費が明確に記載されていなかったことに起因しており、検査院は同省に対して、事業主体における誤解が多かった点を記載した資料を公表するなどの再発防止策の実施を求めている。また、「事例3：コロナ交付金で購入した物品の使用状況及び保守費用等の算定が不適切」は、制度要綱に交付対象が明示されていないこと等が交付金の過大交付の原因となっており、検査院は内閣府に対して交付対象経費となる範囲の取扱いを明確に定めることなどを求めている。

これらの事態が発生した背景には、コロナ禍という緊急事態において、できる限り迅速かつ幅広い支援を優先したことなどがあり、平時と比べて交付金の交付対象等に係る説明に不明瞭な点があったのは致し方ない面もある。しかし、国費が投じられている以上、検査院からの指摘を踏まえ、必要な改善を図り、今後起こり得る同様の感染症拡大や大規模災害発生時等の緊急事態において国が支援策等を実施する際には、効率的な予算執行に努める必要がある。

厳しい財政状況の下、内閣から独立した機関である検査院の役割は大変重要であり、検査体制の一層の充実が望まれる。さらに、国会においては、4年度検査報告等を積極的に活用し、検査院に指摘された不適切な事態等の速やかな是正改善を内閣に一層促していくことが望まれる。

(すえなが たけみ)

¹⁵ 3年度検査報告507～509頁。なお指摘事項18件に加え、「各経費項目に当てはめられないもの」として「新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対策等による政府出資法人の財務等への影響について」が挙げられている。